

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 社宅の賃貸料相当額の計算方法

Q: 使用人に社宅を貸与する場合、どのくらいの賃借料をとればよろしいですか。

A: 社宅を貸与する場合、入居者が役員と使用人とは賃借料の算出方法が異なります。使用人社宅の賃貸料は次の算式によって計算します。(基通36-45)

$$\left( \frac{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}}{\text{家屋の総床面積 (㎡)}} \right) \times 0.2\% + 12円 = \text{家賃相当額}$$

$$\left( \frac{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}}{\text{敷地の総床面積 (㎡)}} \right) \times 0.22\% = \text{地代相当額}$$

家賃相当額 + 地代相当額 = 賃借料相当額 (月額) …… A

使用者が社宅に居住する使用人から実際に徴収している賃借料の額が上記Aの賃借料相当額の1/2以上である場合には、その使用人が社宅を貸与されたことによる経済的利益はないものとされます。(所基通36-47)

しかし、使用人に社宅を無償又は賃貸料相当額の1/2に満たない賃借料で提供している場合は、Aの金額と使用人から実際に徴収している額との差額が、居住している使用人の給与として課税されます。

